



(マイナンバーカード見本)

マイナンバーカードはお持ちですか？

青色申告特別控除 65万円控除が変わります！

令和2年度より青色申告特別控除 65万円控除が改正されました。今後も継続して65万円控除を適用するために、マイナンバーカードを取得してください。

改正の内容

青色申告特別控除 65万円控除を適用するためには電子申告または電子帳簿保存をすることが必要になりました。
※電子申告をしない場合は55万円控除となります。但し、基礎控除が38万円から48万円に引き上げられたため税額への影響は従来通りです。

青色申告会での対応

青色申告会では電子申告による65万円控除適用を推奨します。当会での電子申告の対応は税理士による代理送信を原則としますが、申告内容・提出時期により代理送信を利用することができない場合があります。

代理送信を利用できない場合、青色申告特別控除65万円を適用するときは、マイナンバーカードを利用した本人送信をすることとなります。

電子申請を利用しない場合、青色申告特別控除55万円の適用となります。

今後継続的に電子申告を利用するためにマイナンバーカードを取得してください。

参考：過去3年間の代理送信受付メ切日

29年	30年	元年
3/8	3/9	3/7

※受付メ切日以前であっても、「株式等の譲渡が有る場合」等内容により代理送信を利用できない場合があります。